

令和2年(家ホ)第[]号 離婚請求訴訟事件

令和2年(家ホ)第[]号 離婚等請求反訴事件

反訴原告(本诉被告) []

反诉被告(本訴原告) []

文 書 提 出 命 令 申 立 書

令和3年7月2日

福岡家庭裁判所 訴訟3係 御中

本诉被告(反訴原告)訴訟代理人弁護士 木佐 茂男 []

被告は、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

1 文書の表示

ア []年金事務所に [](昭和[]年[]月[]日生)(その代理人社会保険労務士等)が令和元年11月30日付けで資格喪失をした旨届け出たの「日本年金機構 健康保険 厚生年金保険 資格喪失連絡票」(甲第8号証)原本(マスクングが解除された写し(以下「ア文書」という。))

イ 甲第8号証「健康保険・厚生年金保険 資格喪失連絡票」記載の [](令和元年[]月[]日付け交付の健康保険被保険者証の記号 [] [] 番号 [] 事業所名称 株式会社 [] 保険者番号 [] 保険者名称 全国健康保険協会 []支部)につき、平成28年以降令和元年[]月[]日に至る各勤務先事業所名、各勤務先事業所の所在地及び上記各事業所における就業期間が判明する電磁気録の出力票

(以下「イ文書」という。)

2 文書の趣旨

ア文書は、訴外[]が令和元年[]月[]日まで墨消しされた某社会福祉法人に勤務していたことを示すとされる文書である。

イ文書（電磁記録の出力票）は、訴外[]（上記株式会社[]勤務）の平成28年1月以降令和元年[]月[]日までの各就業先、その各所在地及び各就業期間を示す文書である。

3 文書の所持者

〒[] []県[]市[]
[]年金事務所

電話番号 0 []

4 証明すべき事実

ア文書につき、訴外[]が、令和元年[]月[]日まで勤務していたとする某社会福祉法人での就業実態がない事実、イ文書につき、住民基本台帳法上の住所とは異なり訴外[]が原告と交際可能な就業先において就業していた事実

5 文書提出義務の原因

本件ア文書（甲第8号証）は、被告が、原告と訴外[]の長期にわたる不倫関係の存在を主張しているところ、原告がかかる関係にないことを証明するために引用した文書である。

このア文書は、訴外[]が令和元年11月6日に[]県[]市から東京都[]に転居し、さらに同月22日に[]県[]市[]に転居し、これと軌を一にして同年11月より原告が代表取締役を務める株式会社[]が設立した[]においてアルバイト勤務を開始したことを証するものとされるが、某社会福祉法人に就業していながら、同一月中に[]県→東京都→[]県と住所を変遷しているところから（乙16）、公文書である乙第16号証と私文書である甲第

8号証には齟齬がある。本件文書においては、文書中の某社会福祉法人情報に墨消し部分が多く、かつ、原本と同色の紙で隠されている範囲も広く、文書自体の真実性が疑われるものである。本申立書の実情を示すため〔別紙1-1ないし別紙1-4を付する。〕

アの文書の墨消しされた複写物（甲8）の所持者たる原告と訴外■■■■との間の法律関係につき不合理な事情があったことを窺わせるものであり、本件ア文書及びイ文書の開示は、提出予定の他の文書とともに本件の最重要論点の真実解明に資する。■■■■年金事務所は民事訴訟法220条4号に基づき、本件文書を開示されたい。